

令和 7 年度水質測定計画（案）の概要

この計画は、水質汚濁防止法に基づき、香川県の公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視するために行う水質測定について、測定地点、項目、方法及びその他必要な事項を定めるものである。

1 測定項目

公共用水域については、生活環境項目(一般項目)12項目、健康項目27項目、特殊項目6項目、その他項目を実施する。地下水については、環境基準項目28項目及びその他項目を実施する。

	測定項目
生活環境項目 (一般項目)	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)、全亜鉛(Zn)、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
健康項目 (地下水：環境基準項目)	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、PCB、トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素($\text{NO}_3\text{-N}$ ・ $\text{NO}_2\text{-N}$)、1,4-ジオキサンなど27項目(地下水：28項目)
特殊項目	フェノール類、銅(Cu)、亜鉛(Zn)、溶解性鉄(Fe)、溶解性マンガン(Mn)、クロム(Cr)
その他	塩化物イオン、電気伝導率など(地下水：水素イオン濃度、電気伝導率など)

2 調査の種類及び内容

(1) 環境基準監視調査

① 河川

国土交通省、県及び高松市が、土器川、馬宿川、香東川など31河川35水域(環境基準点35地点、環境基準補足地点29地点)で水質測定を実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

注.()は環境基準点の地点数(内数)である。

事業主体	国土交通省	県	高松市	合計
地点数	3 (1)	48 (22)	13 (12)	64 (35)

イ. 主な調査内容の変更点

事業主体	変更内容
国土交通省	河川水質調査要領*の改訂に伴い、測定項目及び測定頻度が令和6年度とは変更になる。
県	健康項目について、環境基準点22地点を2年で一巡するローリング調査のため、調査地点が令和6年度とは変更になる。

高松市	健康項目、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASについて、環境基準点12地点を4年で一巡するローリング調査のため、調査地点が令和6年度とは変更になる。 大腸菌数及びトリハロメタン生成能の測定頻度が令和6年度とは変更になる。
-----	--

※河川管理者が河川水質管理として行う水質調査等の考え方を示すものとして国土交通省が策定しており、令和6年8月26日に改定された。

② 海域

県が、東讃海域など3水域（環境基準点32地点、環境基準補足地点7地点）で水質測定を実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

注. ()は環境基準点の地点数(内数)である。

事業主体	国土交通省	県	高松市	合計
地点数	—	39 (32)	—	39 (32)

イ. 主な調査内容の変更点

事業主体	変更内容
県	健康項目については、各水域内の環境基準点18地点を3年で一巡するローリング調査及び環境基準点2地点を2年で一巡するローリング調査のため、調査地点が令和6年度とは変更になる。

③ 地下水

国土交通省、県及び高松市が概況調査（定点方式）を実施する。

また、県及び高松市が地下水汚染の継続的な監視として実施する継続監視調査を実施する。

ア. 事業主体別測定地点数

事業主体		国土交通省	県	高松市	合計	
地点数	概況調査	定点方式	3	4	8	15
		ローリング方式	—	—	—	—
	継続監視調査		—	14	13	27

イ. 主な調査内容の変更点

区分	事業主体	地点名	変更内容
概況 (定点方式)	国土交通省	丸亀市土器町2 外 (計3地点)	河川水質調査要領の改訂に伴い、測定項目及び測定頻度が令和6年度とは変更になる。
概況 (定点方式)	県	丸亀市飯野町東二 外 (計4地点)	全7地点を2年で一巡するため、調査地点が令和6年度とは変更になる。
継続	高松市	高松市木太町 外 (計5地点)	測定頻度が令和6年度とは変更になる。

(2) その他の水質等調査

①河川(水質)

高松市ほか9市町が81河川(102点)で調査を実施する。

②河川(底質)

令和6年度と同様に、三豊市が1河川(1地点)で調査を実施する。

③海域(水質)

高松市ほか9市町が59地点で調査を実施する。

④海域(底質)

県ほか5市町が17地点で調査を実施する。なお、県では、東讃海域・備讃瀬戸・燧灘東部で調査している5地点を、3年で一巡するローリング調査を実施しており、令和7年度は東讃海域の1地点で調査を実施する。

⑤ダム・ため池

ダム 県が16ダム(64地点)、香川県広域水道企業団が1ダム(1地点)で水質測定を実施する。
ため池 県や高松市ほか6市町が50ため池(53地点)で調査を実施する。

その他の水質等調査の事業主体別測定地点数

事業主体		県	高松市	他の市町等	合計	
地 点 数	河川	水質	—	11	91	102
		底質	—	—	1	1
	海域	水質	—	5	54	59
		底質	1	—	16	17
	ダム・ため池		80	16	22	118
	計		81	32	184	297

【参考】 ローリング調査

県及び高松市が調査を実施する一部項目及び地点についてローリング調査を行う。

① 河川(水質)

ア. 県が実施する健康項目の測定についてローリング調査を行う。

調査地点		奇数年度	偶数年度
馬宿川	川湊橋	○	
湊川	湊川橋		○
与田川	三本松橋下	○	
番屋川	番屋川大橋		○
津田川	河口潮止上	○	
鴨部川	鴨部川橋		○
弁天川	弁天橋	○	
青海川	青海橋		○
綾川	雲井橋	○	
大東川上流	富士見橋		○
大東川下流	新町橋	○	
西汐入川	塩屋橋		○
金倉川	水門橋	○	
桜川	金比羅橋		○
弘田川	潮止水門上	○	
高瀬川	詫間町水道取水口		○
財田川上流	祇園橋	○	
財田川下流	江藤橋		○
一の谷川	豊橋	○	
柞田川	落合橋		○
伝法川	北山浄水場上	○	
安田大川	馬木橋		○
地点数計		11	11

イ. 高松市が実施する健康項目、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS 及びMBAS の測定についてローリング調査を行う。

調査地点		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
牟礼川	国道11号線交差点				○	
相引川	大橋				○	
新川	新川橋				○	
御坊川	観光橋	○				○
杣場川	楠上水門	○				○
摺鉢谷川	水道橋	○				○
詰田川	木太大橋		○			
香東川上流	岩崎橋		○			
香東川下流	香東川橋		○			
春日川	春日川橋			○		
本津川上流	学校橋			○		
本津川下流	香西新橋			○		

② 海域(水質)

県が実施する健康項目の測定についてローリング調査を行う。

調査地点		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
東讃海域	T-1	○			○
	T-2		○		
	T-3			○	
	T-4	○			○
	T-5		○		
	T-6			○	
	T-8	○			○
	T-11		○		
	T-12			○	
備讃瀬戸	B-1			○	
	B-8		○		
	B-9	○			○
	B-10			○	
	B-11		○		
	B-12	○			○
	詰田川尻	○	○	○	○
	高松港	○	○	○	○
	坂出港1	○		○	
	坂出港3		○		○
番の州泊地	○	○	○	○	
燧灘東部	Hu-1			○	
	Hu-3	○			○
	Hu-5		○		
地点数計		10	10	10	10

③ 海域(底質)

県が実施する測定地点についてローリング調査を行う。

調査地点		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
東讃海域	久通港	○			○
備讃瀬戸西部	番の州沖		○		
	昭和町地先		○		
	坂出港		○		
燧灘東部	柞田川尻			○	

④地下水（概況）

県が実施する測定地点についてローリング調査を行う。

調査地点	測定項目	奇数年	偶数年
丸亀市飯野町東二	TCE	○	
	PCE		
坂出市林田町	Cr6+		○
観音寺市室本町	TCE	○	
	PCE		
三豊市財田町財田上	TCE		○
	PCE		
土庄町土庄	TCE	○	
	PCE		
小豆島町片城	TCE	○	
	PCE		
綾川町陶3	TCE		○
	1,1-ジクロロエチレン		
	シス-1,2-ジクロロエチレン		
	MC		